

成 田 市 国 民 保 護 計 画

避 難 マ ニ ュ ア ル

平成30年12月

成 田 市



## 目 次

第1章 総論	1
第1節 マニュアル作成の目的	1
第2節 マニュアル作成の考え方	1
第3節 本市の特性上の留意事項	1
第2章 武力攻撃災害の兆候の発見、情報の分析、連絡・通報	2
第1節 兆候を発見した者から通報を受けた場合	2
第2節 消防職員、警察官から通報を受けた場合	4
第3章 初動連絡体制	5
第1節 国民保護等連絡室	5
第2節 国民保護等緊急対策本部	6
第4章 国民保護対策本部	8
第5章 警報の伝達等	15
第1節 警報の通知・伝達	15
第6章 応急措置等	18
第1節 退避の指示	18
第2節 警戒区域の設定	19
第3節 退避・警戒区域設定実施要領(例)	20
第7章 避難住民の誘導	21
第1節 避難の指示の通知・伝達	21
第2節 避難実施要領の作成	25
第3節 避難実施要領	26
第4節 成田国際空港に武力攻撃災害等が発生した場合の本市の対処	51
第5節 避難住民の誘導の実施	52
第6節 避難住民の復帰	53



## 第1章 総論

### 第1節 マニュアル作成の目的

本マニュアルは、成田市国民保護計画の避難誘導等に係る手順、内容、要領等について具体化し、武力攻撃事態等が発生した場合において、市が住民の避難誘導を円滑に実施できるようにするため、基本的なマニュアルとして作成した。

### 第2節 マニュアル作成の考え方

本マニュアルは、市職員が避難実施要領を速やかに作成できるよう、避難実施要領に関する必要な要素を網羅し、市国民保護計画の構成を基礎に時系列に記述する。

### 第3節 本市において留意すべき事項（市国民保護計画参考）

次に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃と大規模テロの生起に特に留意して、国民保護措置を的確に行っていくことが重要である。

#### 1 本市の地理的特性から、次のことに留意する。

- (1) おおむね平坦な丘陵地が多いが、複雑な地形の台地部では孤立地域が発生するおそれがある。
- (2) 陸路での避難は、成田市役所周辺を中心に東西南北に道路が整備され、基本的にはあらゆる方向に避難が可能である。

#### 2 本市の社会的特性から、次のことに留意する。

- (1) 成田国際空港は、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともに、象徴的な攻撃目標となる恐れがある。
- (2) テロリストが成田国際空港から東京攻撃に向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- (3) 昼間人口が非常に多いため、昼間の事態発生時に対応する配慮が必要である。
- (4) 成田国際空港及び成田山新勝寺は大規模集客施設であり、周辺の宿泊施設を含み、国民保護上、十分な考慮を要する場所である。
- (5) 成田国際空港の利用者が集中する時期にテロ等が発生した場合は、著しく大きな人的被害が発生するおそれがある。
- (6) 市内10地区のうち、高齢化率が20%を上回っている地区が7地区にのぼり、避難行動要支援者の保護に留意する必要がある。

## 第2章 武力攻撃災害の兆候の発見、情報の分析、連絡・通報

武力攻撃に対応する場合において、情報収集が重要となる。その方法としては、国、県、近隣市町及び関係機関等から収集する場合と実際に発生した事案等の兆候から収集する場合が考えられるが、ここでは、緊急時に発生する可能性のある後者を取り扱う。

市は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合は、以下の手順により対応する。

なお、この場合において、広く受信体制をとり、円滑な情報収集に努める。

### 第1節 兆候を発見した者から通報を受けた場合

#### 1 受信方法・体制

##### (1) 受信方法

電話、FAX、メール、口頭での連絡などにより、発見者から通報を受ける手段として、多くの方法を使用できるようにする。

##### (2) 受信体制

原則として、発生した事案を所管する部署が通報を受信する。

#### 2 受信内容の確認・記録

通報の受信内容（時期、場所、事態の種類・内容・規模、被害状況、通報者名、連絡先）を記録し、電話・口頭連絡の各記録、FAX受信文書を保存する。

#### 3 通報情報の分析・評価

通報を受信した部署は、発生した事態と関係機関の確認を得た情報から判断し、武力攻撃の兆候（①武装した人員、②武器の保有・保管、③不審車両、④爆発音など）と考えられると判断した場合は、成田市危機管理課への報告の対象とする。

例) 発生した事態が堤防の決壊の場合

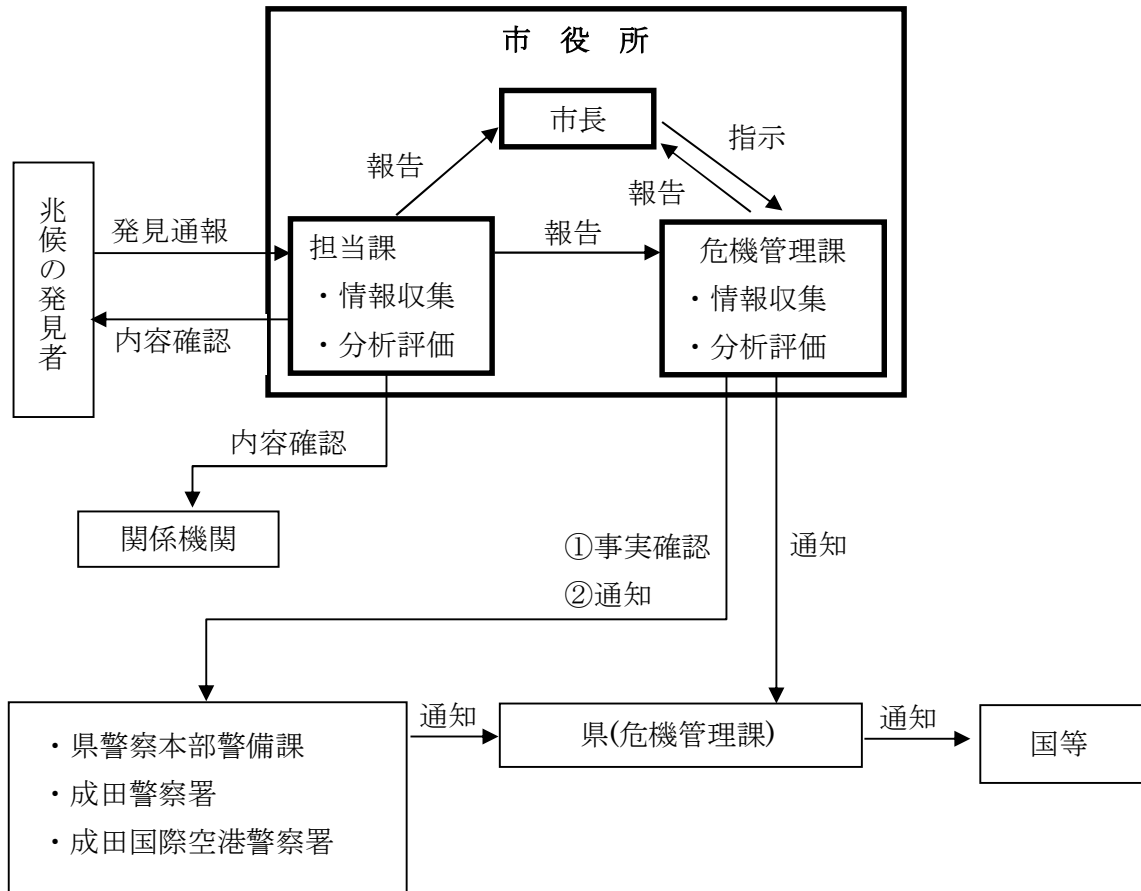
- ・堤防周辺から相当量の爆薬の痕跡が認められた場合
- ・決壊前に武装グループ又は不審者が堤防付近に発見された場合
- ・異常気象でない時期に突然大音響とともに堤防が決壊した場合 等

#### 4 連絡・報告等

(1) 通報を受信した部署は、武力攻撃災害の兆候と考えられる場合は、成田市危機管理課及び市長に報告する。

(2) 成田市危機管理課は、武力攻撃災害の兆候と判断した場合は、市長の指示により県及び警察署に速やかに通知する。

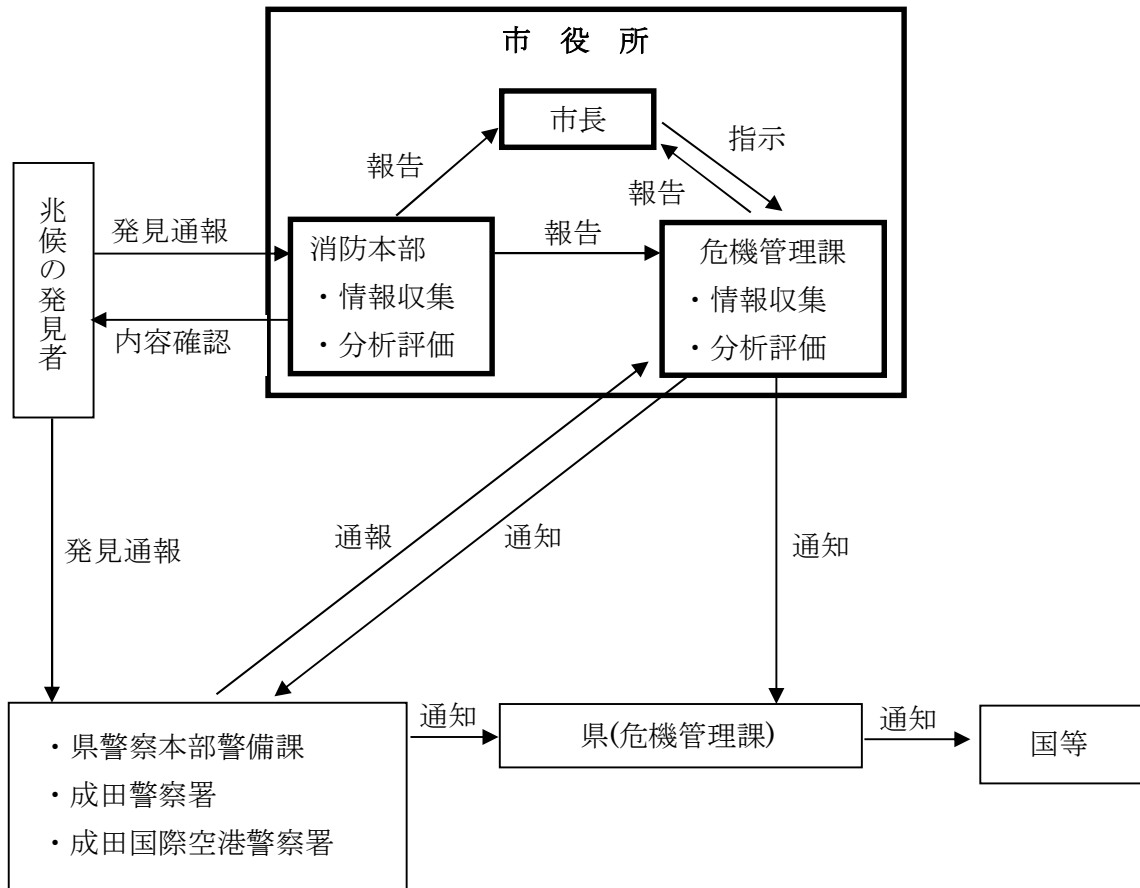
【兆候を発見した者から通報を受けた場合のフロー】



## 第2節 消防本部・警察署から通報を受けた場合

消防本部、警察署から成田市危機管理課に通報があった場合は、前項と同様の手順により対応する。

### 【消防本部・警察署から通報を受けた場合のフロー】





### 第3章 初動連絡体制

市民や県警察・消防等の関係機関からの通報により、原因不明の被害等が、武力攻撃等の兆候と考えられる判断した場合は、総務部長は、国民保護等連絡室を立ち上げるものとする。

また、国による警戒態勢の強化の求めが、県より通知された場合や市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合は、国民保護等緊急対策本部を設置する。

#### 第1節 国民保護等連絡室

##### 1 設置基準

全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合

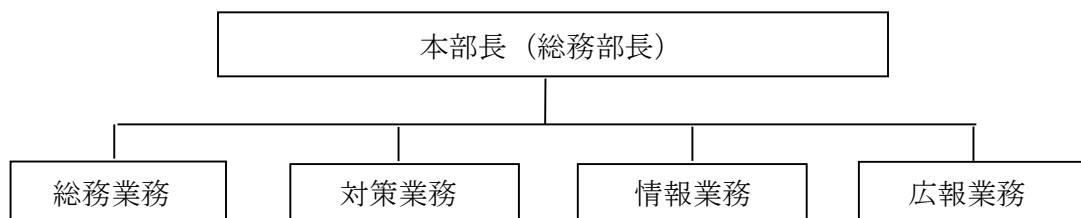
##### 2 設置場所

原則として市庁舎4階総務部に設置する。

##### 3 設置者

総務部長

##### 4 体制（イメージ）



##### 5 実施項目（例）

- (1) 情報収集及び分析
- (2) 国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関への情報提供
- (3) 関係機関との連絡体制の確認
- (4) 会議の開催
- (5) 職員の参集体制の確認
- (6) 通信伝達体制の確認
- (7) 生活関連等施設等の警戒状況の確認

## 第2節 国民保護等緊急対策本部

### 1 設置基準

- (1) 警戒・即応態勢の強化
- (2) 全庁的な対応が必要な場合

### 2 設置場所

原則として市庁舎6階大会議室に設置

### 3 設置者

市長を本部長とし、市長の指示に基づき総務部長が設置する。

### 4 配備内容

原則として全職員を動員し、初動措置を実施できる体制

### 5 体制

国民保護等緊急対策本部の主な業務は、国民保護対策本部の主な業務に準じる。

### 6 実施項目

- (1) 情報収集の強化
- (2) 関係機関との連絡体制の確認
- (3) 職員参集
- (4) 会議の開催
- (5) 通信伝達体制の確認
- (6) 生活関連施設等施設等の警戒状況の確認
- (7) 国、県等から入手した情報の関係機関への提供
- (8) 関係機関への支援要請
- (9) 事態認定の有無による当該法律に基づく措置

### 7 設置要領

#### (1) 対策本部の設営

標示、机・椅子等の事務用機材、電話・FAX等通信機器、パソコン・周辺機器、コピー機、事務用消耗品)

#### (2) 対策本部の運営

##### ア 会議等の運営

会議参加者への開催通知、会議資料の作成、会議に使用する機材の準備（マイク、映像装置等）、会議内容の記録

##### イ 本部の運営

組織図、業務予定表、管内地図、関係機関の電話・FAX番号一覧表等の整備

## 8 職員への伝達・参集

国民保護等緊急対策本部の設置を決定した場合、あらかじめ定めた伝達方法により、関係職員に伝達する。

### (1) 伝達方法

ア 勤務時間中 → 庁内放送及び連絡網

イ 勤務時間外及び休日中 → 職員招集システム

### (2) 勤務時間外における参集場所

各所属先

## 9 国民保護等緊急対策本部における対処

市民の生命、身体及び財産の保護のため、国民保護等緊急対策本部が実施する措置は、国による事態認定の有無により、それぞれの法令に基づき対処する。

### (1) 事態認定がない場合 → 災害関係法令の適用

- ・災害対策基本法（避難の指示、警戒区域の設定等）
- ・消防法（火災・消防警戒区域の設定等）
- ・原子力災害対策特別措置法

### (2) 事態認定した場合（本市に対する国民保護対策本部の設置の指定は無い）

→ 国民保護法の適用

## 第4章 国民保護対策本部

### 1 設置基準

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市長は、市国民保護対策本部を設置する。

### 2 設置場所

- (1) 原則として市庁舎6階大会議室に設置する。
- (2) 市庁舎に設置できない場合は、成田市地域防災計画<災害応急対策編－震災対策計画>を準用し、成田市業務継続計画において指定する場所に設置する。

### 3 配備内容

原則として全職員を動員し、国民保護措置を実施できる体制

### 4 体制

市国民保護計画に基づく、市国民保護対策本部の組織体制

\*（「市国民保護計画」P52参照）

### 5 実施事項

- (1) 平素に収集した国民保護に関する基礎的情報をもとに、各関係機関から最新の情報を収集する。

必要となる情報の内容と情報収集の対象となる機関は下表のとおりである。

必要とする情報	収集項目	収集機関
武力攻撃事態及び緊急処理事態に関する情報	・ 事態の兆候 ・ 事案の発生状況	内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省
気象情報	・ 大気の状態 ・ 風向、風速	気象庁（銚子地方气象台）
国・県等の情報	・ 国及び県の措置状況 ・ 国及び県の今後の動向	(国) 内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 (県) 危機管理課

必要とする情報	収集項目	収集機関
避難誘導に係る情報	○利用可能な運送力の状況 ・運送事業者の運送力 (保有車両、連絡先等)	(指定公共機関) ジェイアールバス関東(株)、京成バス(株)、佐川急便(株)、西濃運輸(株)日本通運(株)、福山通運(株)、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)
	○利用可能な運送施設の状況 ・道路施設 (路線名等) ・鉄道施設 (路線名等)	(国) 関東地方整備局、関東運輸局 (県) 千葉県印旛地域整備センター、千葉県県土整備部 (指定公共機関) 東日本高速道路(株)、ジェイアールバス関東(株)、京成バス(株)、佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株) (指定地方公共機関) 千葉県道路公社等
	○医療機関の状況	指定地方公共機関 (公社) 千葉県医師会、 (一社) 千葉県歯科医師会、 (一社) 千葉県薬剤師会、 (公社) 千葉県看護協会
	○警察・自衛隊の状況	千葉県警察本部 (成田警察署)、陸上自衛隊第一空挺団

【情報整理の例】

月 日 時現在

項目	住民避難数		輸送車両 (バス)		集合場所 収容人員		誘導員等	
		名		台		名		名
現 状	○○地区	名	○○観光(株)	台	○○公園	名	市役所	名
	××地区	名	××バス(株)	台	××学校	名	消防団	名
	...	...	...	...	...	...	...	...
	総数	名	総数	台	総数	名	総数	名

\* 1 他の項目の例 (使用経路、災害時避難行動要支援者数、車両等)

2 情報は長期間継続的に収集し、最新の状態にする。

(2) 分析評価

武力攻撃事態に関する情報及び国・県の措置等の情報は、市の避難実施要領全般に影響するため、発生した（発生が予測される）市の被害の規模、国・県の措置により、市が実施することが予想される国民保護措置などを検討し、問題点を明らかにする。

市国民保護対策本部による避難実施要領策定の準備段階として、前述した基礎的資料や収集した最新の情報について、以下の内容のとおり分析評価を行う。

収集した資料を時間ごとに、人・物（施設、機材、物品等）を必要とする数量と可能性（能力）から比較分析し、過不足を算出し、実施要領作成の基礎データを作成する。これにより、今後の対応措置を具体的に検討する。

【分析・評価の整理の例】

①避難住民の輸送

	○日○時から○時まで	○時から○時まで	○時から○時まで
避難住民数	○○地区 名	左記と同一要領	左記と同一要領
	××地区 名		
充当輸送力	○○地区 名分	左記と同一要領	左記と同一要領
	××地区 名分		
分析・評価	○○地区は、○○名輸送可能、××名は輸送不可能。・・・	○○地区は、この時期、○○名輸送可能、××名は輸送不可能。・・・	左記と同一要領

\* 時間が特定できない場合は、計画業務等の節目となる段階でもよい。

②避難経路

③誘導員 など

以上の項目について①と同様の要領で行う。

(3) 会議の開催

(4) 県、市町等関係機関との連絡調整

(5) 市民への広報

(6) 国民保護措置の実施

6 設置要領

(1) 対策本部の設営

標示、机・椅子等の事務用機材、電話・FAX等通信機器、パソコン・周辺機器、コピー機、事務用消耗品)

(2) 対策本部の運営

ア 各部の業務区分

市国民保護計画（P 5 3～5 6）参照

- ・「市国民保護対策本部における主な業務」
- ・「市の各部における武力攻撃事態における業務」

イ 会議等の運営

- (ア) 会議参加者への開催通知
- (イ) 出席者ネームプレートの準備
- (ウ) 会議に使用する器材の準備（音響・映像装置等）
- (エ) 会議資料の作成
- (オ) 配布資料のコピー
- (カ) 会議内容の記録

ウ 業務遂行上の図表等作成及び継続的修正

組織図、業務予定表、管内状況図、関係機関電話・FAX番号一覧表等の整備

エ 勤務要領

原則として、12時間を1シフトとする3交代制とし、その詳細別途定めるところによる。

7 職員への伝達、参集

市国民保護対策本部事務局（成田市危機管理課）は、市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員に対し、以下の方法で参集するよう連絡する。

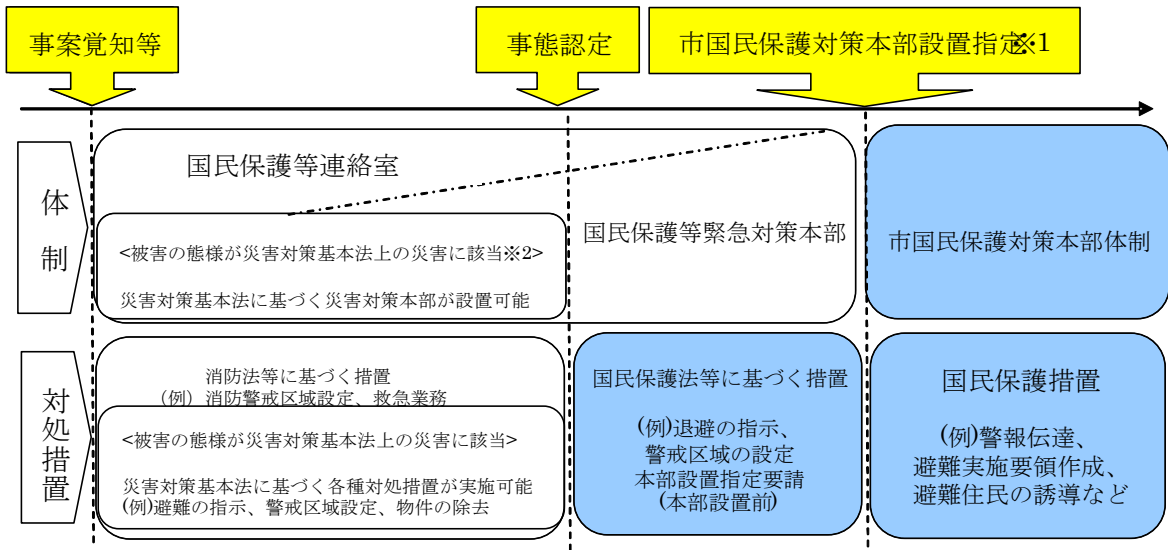
(1) 伝達方法

- ア 勤務時間中 → 庁内放送及び連絡網
- イ 勤務時間外及び休日中 → 職員招集システム又は動員表

(2) 勤務時間外における参集場所

各所属先

【対策本部設置までの流れ】





8 各部事務分掌

各部局は、市国民保護対策本部が設置された場合、以下の区分にしたがって行動を準備する。

組織名 業務	市国民保護対策本部	市現地対策本部	現地調整所	職員の現地派遣	避難誘導連絡所	残留者確認	災害時避難行動要支援者支援班
	本部業務	本部業務	現場の関係機関との活動の調整業務	1 現地情報の連絡業務 2 誘導業務	避難経路上における情報連絡・救護業務	要避難地域における残留者の確認業務	避難支援プランに基づく避難行動要支援者支援
対策本部事務局							
総務部							
企画政策部							
財政部							
空港部							
シティプロモーション部							
市民生活部							
環境部							
福祉部							
健康子ども部							
経済部							
土木部							
都市部							
水道部							
教育部							
消防本部							
協力部							

## 9 設置の連絡

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、以下により関係機関へ連絡する。

### (1) 連絡手段等

対策本部の設置時期、場所、連絡手段の連絡は、原則としてFAXで行うものとし、FAXが使用出来ない場合は、電話を使用する。

### (2) 連絡先

成田市国民保護計画 資料編 参照

## 10 市国民保護現地対策本部の設置

### (1) 設置基準

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護現地対策本部を設置する。

### (2) 設置場所

市国民保護現地対策本部を設置する時点における国・県の動向、被災状況などを考慮して定める。

### (3) 体制

市国民保護現地対策本部長及び本部員は、市副本部長、市国民保護対策本部員、その他の職員のうちから、市国民保護対策本部長が指名する者とする。

## 第5章 警報・緊急通報の伝達等

### 第1節 警報の通知・伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の通知を受けた場合又は緊急通報が発令された場合は、以下に定める手順で、速やかに市民及び関係団体にその内容を伝達する。

#### 1 発令・受領

##### (1) 警報

警報は、武力攻撃事態等において国の対策本部長によって発令され、市は県から警報の内容の通知を受ける。

##### (2) 緊急通報

緊急通報は、警報の発令がなく、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、県知事によって発令される。

#### 2 内容

##### (1) 警報の内容

- ア 武力攻撃事態等の現状及び予測
- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ウ 上記に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

##### (2) 緊急通報の内容

- ア 災害発生の日時、場所
- イ 被害状況（NBCによる被害の場合は、特に具体的に記載）
- ウ 関係機関の対応状況
- エ 今後の見通し

#### 【緊急通報の内容の例】

##### 緊急通報内容

- 1 千葉県〇〇市〇〇海岸において数人の武装グループを見かけた、との市民からの通報があり、その海岸付近から不審なゴムボートが発見された。
- 2 現在、警察等の関係機関において調査が行なわれている。
- 3 〇〇海岸及びその周辺地区の市民は、テレビ・ラジオなどの情報に注意してください。
- 4 不審者に関する情報等があれば、〇〇-〇〇〇〇まで連絡すること。

### 3 通知・伝達

#### (1) 市民（観光客・一時滞在者を含む）への伝達

- ①防災行政無線（サイレン又は音声）
- ②なりたメール配信サービス
- ③市ホームページ
- ④市広報車
- ⑤消防団による伝達
- ⑥自主防災組織・自治会等への協力依頼

#### (2) 関係機関への伝達

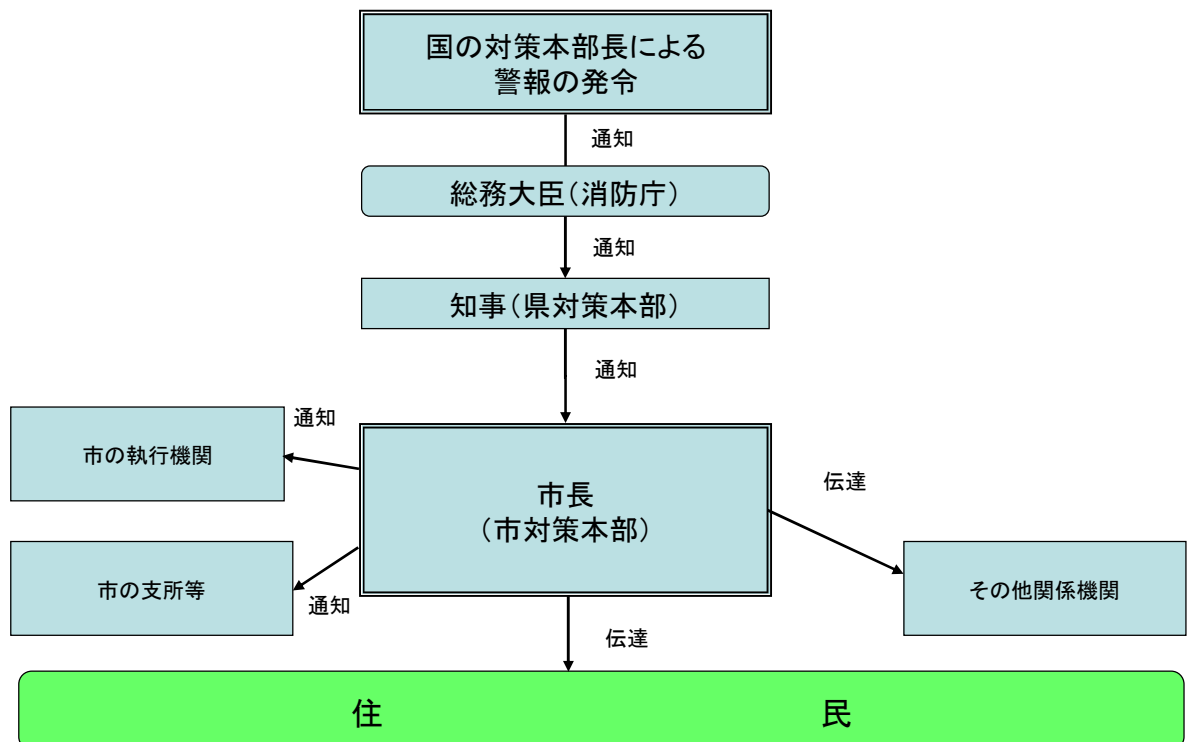
県から警報又は緊急通報の通知を受けた際は、公私の関係機関に対し、原則としてFAXで行うものとし、使用出来ない場合は電話を使用する。

（成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照）

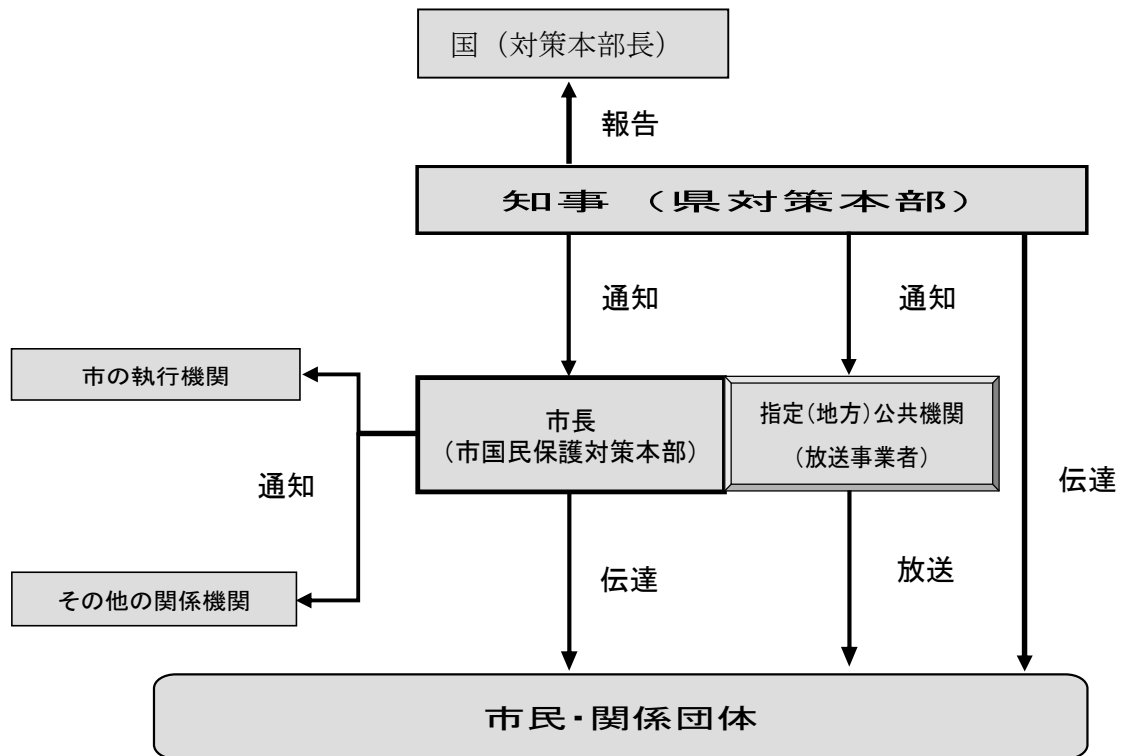
#### (3) 通知

市は、市の他の執行機関その他の出先機関に警報又は緊急通報の内容を通知する。

#### 【警報の通知・伝達】



【緊急通報の発令】



## 第6章 応急措置等

### 第1節 退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、市長が独自の判断で、県の避難指示の前に必要と認める地域の市民に対して、退避の指示を行う。

#### 1 退避の指示の内容

- (1) 退避を要する地域
- (2) 退避先（避難する場所）

#### 2 退避の指示に伴う措置

（\*退避の必要がなくなった場合も同様の措置を実施）

##### (1) 伝達

###### ①市民（観光客・一時滞在者を含む）への伝達

- ア 防災行政無線（サイレン又は音声）
- イ なりたメール配信サービス
- ウ 市ホームページ
- エ 市広報車
- オ 消防団による伝達
- カ 自主防災組織・自治会等への協力依頼

###### ②関係機関への伝達

県から警報又は緊急通報の通知を受けた際は、公私の関係機関に対し、原則としてFAXで行うものとし、使用出来ない場合は電話を使用する。

（成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照）

##### (2) 放送事業者に対する指示の内容の連絡

\*（成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照）

##### (3) 知事に対する指示の内容の通知

#### 3 退避方法

退避先までの移動は、原則として徒歩とする。ただし、危険を避けるため、被害発生現場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合は、屋内退避を指示する。

##### 【屋内退避の例】

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が防護手段もなく移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

## 第2節 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の設定に当たり、助言を得る時間的余裕がない場合は、市民保護の観点から、武力攻撃災害をもたらした事態から危険範囲を推定する。

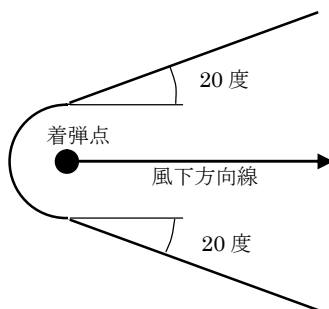
### 【危険範囲の例】

例1 通常弾頭による近隣国の弾道ミサイル攻撃を受けた場合  
弾着（落下）地点から半径約 500m

例2 化学剤が散布された場合

化学剤の種類、散布量、当時の気象等によるため固定した数値はないが、専門家が使用する次の「化学攻撃に対する危険地域の予報図」が参考となる。地図上に着弾点の風上側に半径 500mの半円を書く。次いで、着弾点から風下方向に引いた直線と平行になるような半円の接線を引き、その外側に角度 20 度の接線を引く。これらの線を約 30 キロメートルまで延ばす。この半径や長さは前述した化学剤、気象の状況等により変化するが、少なくともこの範囲内は危険な地域となる。

（半径 500mとは、化学剤の運搬手段が砲弾やロケットの場合であり、航空機やミサイルの場合は半径 1,000mといわれる。またテロの場合は、より小規模になる。）



### 1 設定方法

ロープ、標示板等で区域を明示

### 2 警戒区域の設定に伴う措置

（\*警戒区域の設定を解除した場合も同様の措置を実施）

#### （1）伝達

①市民（観光客・一時滞在者を含む）への伝達

ア 防災行政無線（サイレン又は音声）

イ なりたメール配信サービス

- ウ 市ホームページ
- エ 市広報車
- オ 消防団による伝達
- カ 自主防災組織・自治会等への協力依頼

②関係機関への伝達

県から警報又は緊急通報の通知を受けた際は、公私の関係機関に対し、原則としてFAXで行うものとし、使用出来ない場合は電話を使用する。

(成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照)

(2) 放送事業者に対する指示の内容の連絡

\* (成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照)

(3) 知事に対する指示の内容の通知

3 警戒方法

- (1) 警戒区域内には、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。
- (2) 交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して車両及び市民が立ち入らないように必要な措置を講ずる。

第3節 退避・警戒区域設定実施要領(例)

退避の指示及び警戒区域の設定にあたっては、以下の要領を作成し、市民に伝達する。

成田市〇〇〇対処退避・警戒区域設定実施要領	
	成田市長 平成〇年〇月〇日
1 退避の方法	
(1) 市の退避方針	〇〇〇から〇〇m以内の地域を警戒区域に設定し、直ちに区域内の市民を退避させるとともに、他区域からの市民の立入を禁止する。
(2) 実施要領	
ア	退避は徒歩で行い、避難行動要支援者の退避は町内会、自主防災組織等の協力を得て行う。
イ	消防職員は負傷者に対し、トリアージを行い、緊急度の高い負傷者から医療機関に搬送する。
ウ	緊急度の低い比較的軽傷の者は、県が〇〇学校に設置する臨時の救護所に移動するよう誘導する。

\* 退避の場合は実施要領を作成する必要はないが、本案を参考に退避の誘導を行う。

\* 警戒区域の示し方として、上記以外に〇〇地域から〇〇地域という場合もある。

\* 退避が長期になる場合又はそのおそれがある場合は退避先を指示する。



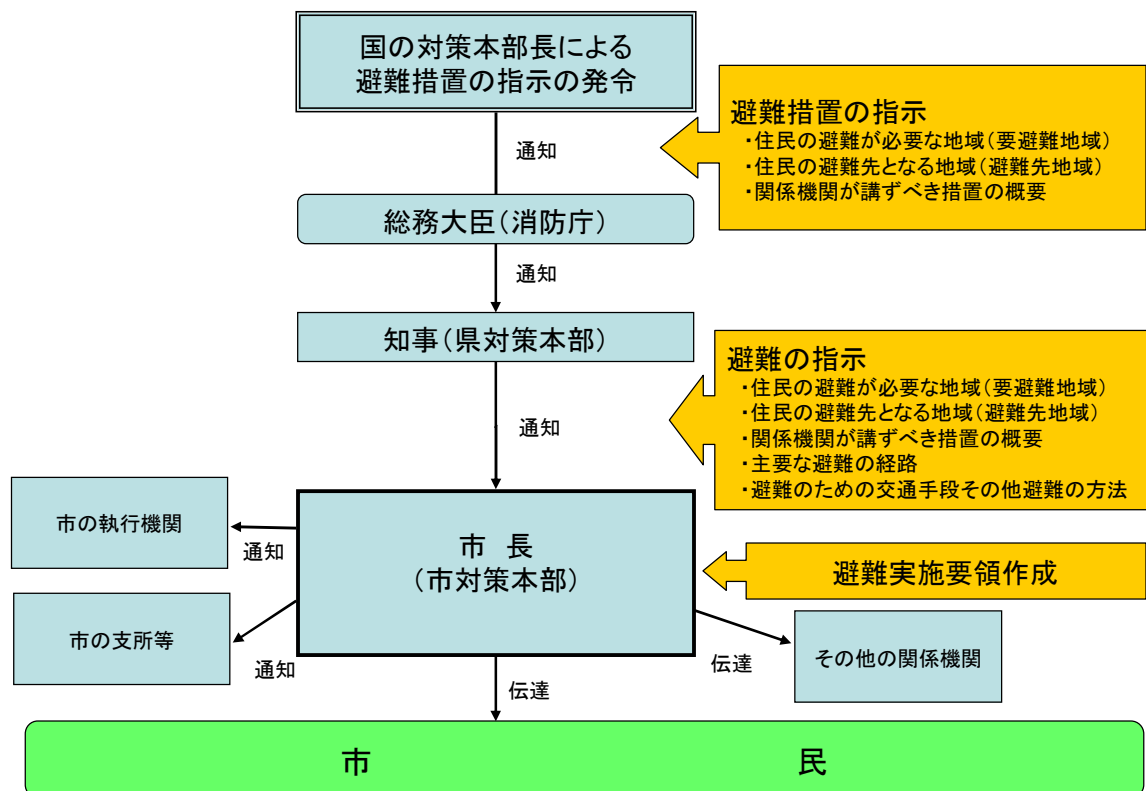
## 第7章 避難住民の誘導

### 第1節 避難の指示の通知・伝達

#### 1 避難の指示の通知・伝達の流れ

国は、住民の避難が必要な場合において、総務大臣を通じて県に対し、避難措置の指示を通知し、県はこれを受けて市に避難の指示を通知する。市長は、県の指示を受けた場合は、警報の内容の伝達に準じて市民に伝達する。

#### 【避難の指示の通知・伝達の流れ】



#### 2 住民避難の考え方

市長は、避難の指示に基づき避難住民の誘導を行う。

住民避難の考え方と避難の種類に応じたイメージは以下のとおりである。

住民の避難に当たっては、集合場所までの移動は徒歩を原則とし、できるだけ速やかに集合場所に移動する。集合場所から避難場所（市内または県内、県外）への移動は、移動距離によって徒歩や借上げ車両等、鉄道を使用することもある。（県からの避難の指示による。）

なお、徒歩による避難が困難である災害時避難行動要支援者の避難に限り、登録車両や公用車等を補完的に使用する。

また、避難については、原則として避難先ごとに次の3パターンに整理する。

- 屋内避難
- 市内避難
- 県内・県外避難

## 屋内避難

〈想定される事態〉

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的に発生し、時間的に余裕がない事態で、避難の指示に基づき、屋内へ避難する場合

〈避難方法〉

- ・ 屋内（自宅等の建物内）にいる場合 → 屋外に出ない
- ・ 屋外にいる場合 → 屋内（自宅等建築物）に避難  
[コンクリート造り等の堅ろうな施設等が望ましい]

⇒屋内避難後、事態の推移・被害の状況によっては、他の安全な地域に避難

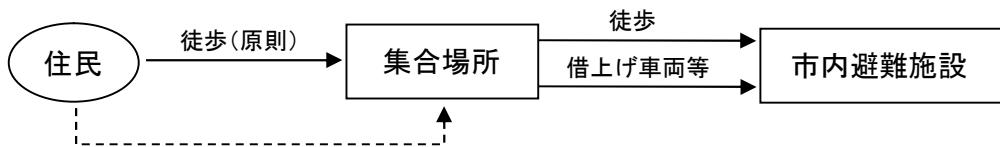
## 市内避難

〈想定される事態〉

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃などで、市域に局地的な被害が発生又は予想され、当該区域の市民が避難の指示に基づき、要避難地域から市内の避難施設へ避難する場合

〈避難方法〉

- ・ 集合場所までは、徒歩を原則
- ・ 集合場所から市内避難施設へは、徒歩又は借上げ車両を使用



※徒歩による避難が困難である災害時避難行動要支援者の避難に限り、借上げ車両等を補完的に使用

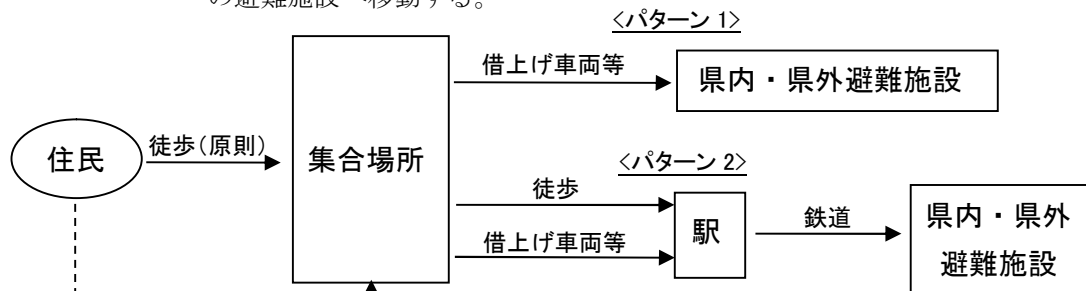
## 県内・県外避難

〈想定される事態〉

着上陸侵攻や航空攻撃、その他市域において大規模な被害が発生又は予想され、多数の市民を避難させる必要がある事態で、避難の指示に基づき県内・県外の避難施設へ避難する場合

〈避難方法〉

- ・ (パターン1) 借上げ車両等により、集合場所から県内・県外の避難施設へ移動
- ・ (パターン2) 集合場所から徒歩や借上げ車両等で駅に移動後、鉄道を利用して県内・県外の避難施設へ移動する。



※徒歩による避難が困難である災害時避難行動要支援者の避難に限り、借上げ車両等を補完的に使用

### 3 市国民保護対策本部としての措置

避難指示が出される状況での市対策本部の準備・措置事項

①避難実施要領の策定 ②救援 ③武力攻撃災害への対応準備

①～③に対する情報収集、分析・評価を同時並行的に行い、各対応措置を実施する。

#### (1) 避難実施要領策定

##### ア 情報収集、分析・評価

市国民保護対策本部設置前の体制（国民保護等緊急対策本部等）において収集した情報、分析・評価の補完・修正を行う。

##### イ 避難実施要領の作成

分析・評価の結果に基づき、既に作成した避難パターンを参考にしつつ、その時点の状況に即した避難実施要領を作成する。特に、分析・評価の結果、能力不足が発生した場合は、関係機関等と調整し、時間的、物的、人的な運用を検討して作成する。

#### (2) 救援準備

##### ア 情報収集、分析・評価

第4章の市国民保護対策本部の分析・評価と同様な方法で作成する。

##### イ 救援の準備措置

#### (3) 武力攻撃災害への対応準備

##### ア 情報収集、分析・評価

第4章の市国民保護対策本部の分析・評価と同様な方法で作成する。

##### イ 武力攻撃災害への準備措置

### 4 避難の指示の伝達

市長は、知事から避難の指示を受けた場合、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民に対して迅速に伝達する。

#### (1) 避難の指示内容

##### ア 避難指示者名、日時

##### イ 国の指示事項、県の避難方針、措置事項

##### ウ 要避難地域

国・県から示された避難地域、隣接要避難地域、避難の指示の単位

##### エ 避難先地域、一時集合場所

##### オ 避難開始時刻

##### カ 避難手段

##### キ 避難経路

##### ク 避難に伴う交通規制

##### ケ 国等による支援内容

##### コ 避難時における注意事項

(2) 伝達

ア 市民（観光客・一時滞在者を含む）への伝達  
市が保有する以下の手段を主体に伝達する。

- (ア) 防災行政無線（サイレン又は音声）
- (イ) なりたメール配信サービス
- (ウ) 市ホームページ
- (エ) 市広報車
- (オ) 消防団による伝達
- (カ) 自主防災組織・自治会等への協力依頼

イ 関係機関への伝達

避難の指示の通知を受けた際は、公私の関係機関に対し、原則としてFAXで行うものとし、使用出来ない場合は電話を使用する。

(成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照)

(3) 通知

市は、市の他の執行機関その他の出先機関に避難の指示の内容を通知する。

(成田市国民保護計画 資料編「関係機関一覧」参照)

5 避難の指示に係る県との協議事項

(県に提供する資料及び県から提供を受ける資料)

市は、知事が避難の指示が迅速に行えるよう、事態の状況を踏まえ、避難住民数、避難輸送の能力等の状況について収集した情報を迅速に県に提供する。また、市に係る避難の内容の提供を受ける。

(1) 市が要避難地域に指定される場合

時 期	協 議 事 項	提供・協議
避難の指示前	避難者数 (うち災害時避難行動要支援者の避難者数)	県への提供
	バス、鉄道、自家用車等の輸送手段ごとの避難対象者数 (うち徒歩による移動が困難な災害時避難行動要支援者の避難に使用する輸送手段等)	
避難の指示後	手配したバスの台数、バスの待機場所	県からの提供
	鉄道の臨時ダイヤ	
	陸上輸送による避難が困難な地域への避難方法	協 議
	要避難地域内の入院患者数及び避難方法 入院患者の受入先	県からの提供

(2) 市が避難先地域に指定される場合

時 期	協 議 事 項	提供・協議
避難の指示前	受入可能な避難者数	県への提供
	市の町内での受入避難施設としての選定区域	協 議
避難の指示後	手配したバスの台数	県からの提供
	鉄道の臨時ダイヤ	県からの提供
	受入する避難施設	協 議
	避難施設における食品、水、医療等の提供	協 議

第2節 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考に、県、警察署、自衛隊等の意見を聴いたうえで以下の内容について避難実施要領を作成し、直ちに市民及び公私の関係機関に伝達する。

1 避難実施要領の伝達

市は、警報に準じて避難実施要領の内容を以下の要領で市民等に伝達する。

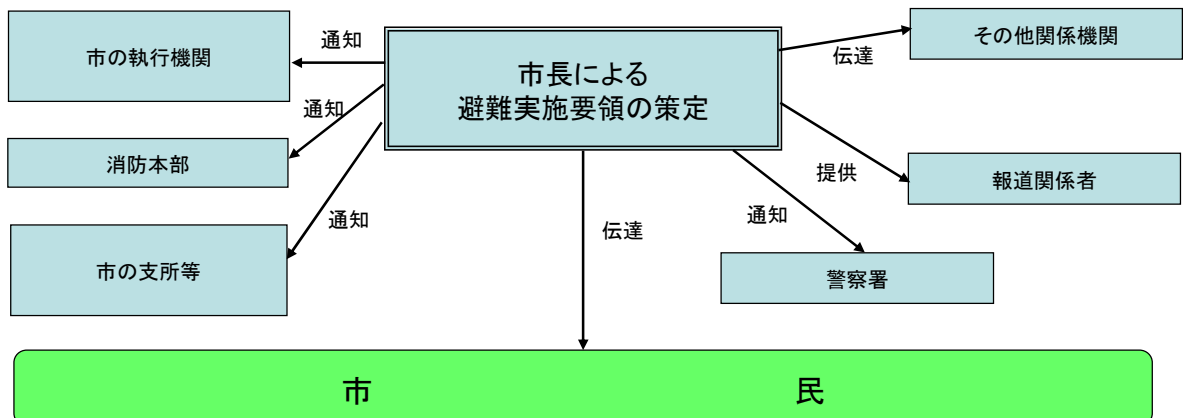
(1) 伝達の対象

- ア 市民・観光客・一時滞在者
- イ 公私の関係機関（成田市国民保護計画 資料編 参照）

(2) 伝達方法

- ア 防災行政無線を用いて対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、広報車、消防車両、ホームページへの掲載等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等にFAX等を送付し、住民への広報を依頼する。
- ウ 外国人への対応は、国際交流協会の協力を依頼する。
- エ 報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達】



### 第3節 避難実施要領

市が作成する避難実施要領の様式を以下（P27～32）に示す。

また、以下の4パターンについてあらかじめ作成する避難実施要領を示す。

- ・パターン1 . . . 「屋内避難」 P33～35
- ・パターン2 . . . 「屋内避難」 P36～39
- ・パターン3 . . . 「市内避難」 P40～45
- ・パターン4 . . . 「県内・県外避難」 P46～50

## 避難実施要領（様式）

### 避難実施要領（様式）

市は、あらかじめ作成する避難実施要領の様式（記載項目）を、以下に示す。

#### 1 頭 書

記 載 項 目 （ 例 ）	
件 名	（成田市テロ対処避難実施要領）（成田市弾道ミサイル対処避難実施要領）
発 令 者	（成田市長）
発令月日時刻	（ 年 月 日 時刻 ）

\* 件名のテロの部分には作成する事態の名前が付けられる。また、成田市〇〇地区避難実施要領というような地名で呼称することもある。

#### 2 事態の状況、関係機関の措置

記 載 項 目 （ 例 ）	
<b>●事態の状況</b>	
被害発生時期	（〇月〇日〇時刻頃）
被害発生場所	（成田市〇地区）
実行の主体	（テロリスト、作業員、ゲリラ、特殊部隊、不審者等）
攻撃手段	（弾道ミサイル、核・生物剤・化学剤、迫撃砲、機関銃、小銃、爆薬）
被害の種別	（人的の場合：職員、従業員、通行人、物的の場合：施設名）
被害規模等の状況 （人的被害の場合、死傷者〇名、死者〇名、重軽傷者〇名、負傷者〇名の被害が発生した。物的被害の場合、〇軒破壊、〇軒焼失、〇軒火災の被害が発生した。）	
今後の予測と影響	
場 所	（〇〇地区における）
実行の主体	（テロリスト、作業員、ゲリラ、特殊部隊、不審者等）
行 動	（攻撃により）
予 測	（被害拡大の可能性、新たな攻撃の可能性）
<b>●関係機関の措置等、避難の必要性</b>	
措置の主体	（県の指示による。）
措置の事項	

\* 関係機関からの避難指示等がない場合は、記述しない。また、県から包括的な指示が出された場合、上記項目を適宜取捨選択して記入する。

\* 実行の主体は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、ゲリラ又は特殊部隊、多数の人が集合する施設等への攻撃及び化学剤の散布による攻撃の場合はゲリラや特殊部隊、テロリスト、作業員が、実行者が不明確な場合は、不審者の場合が多い。

## 避難実施要領（様式）

- \* 攻撃の手段は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、小銃、機関銃、迫撃砲、携帯ミサイル及び爆薬、多数の人が集合する施設等への攻撃の場合は、小銃、携帯ミサイル、爆薬、化学剤の散布による攻撃の場合は、航空機や噴霧器等を利用するが多い。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合には、気象（風向、風速）を記載する。

### 3 避難誘導の方法

#### (1) 市の避難誘導の方針

記 載 項 目 ( 例 )	
市	(市は)
当初の時期	(○日○時に、○日○時以降、○○時を目途に、直ちに)
避難住民	(避難住民○○名を)
避難	(屋内避難する。)
その後の時期	(○日○時まで、○日○時以降、○○時を目途に)
要避難地域	(○○地区から、○○地区の要避難地域、○○地区を避難地域)
避難方法・輸送手段	(徒歩により、大型バスにより、健常者の場合、避難行動要支援者の場合)
避難先	(一時集合場所、○○地区へ、○○地区の避難先))
避難・退避・集合	(集合する。避難する。退避する。)

- \* 武力攻撃災害が突然発生した場合において、市長が退避の必要性を認め市民に退避の指示を行う場合は、その必要性を方針の欄に記載する

#### (2) 実施要領

記 載 項 目 ( 例 )		
避難（輸送）方法		
地 区	(○○地区、○○地区○○地域)	左記に準じて記載
当初の時期	(○日○時、○日○時以降、○○時を目途に、直ちに)	左記に準じて記載
避難	(避難する。)	
その後の時期	(○日○時に、○日○時以降、○○時を目途に、直ちに)	
要避難地域	(○○地区、○○地区○○丁目、○○の要避難地域から)	
誘導の実施単位	(自治会、町内会、学校、事業所)	
輸送手段	(徒歩で一時集合場所へ、一時集合場所からバス、JR 東日本、京成電鉄で)	



避難実施要領（様式）

避難経路	(国道○号～県道○号～○○公園、JR○○駅～JR○○駅) (予備経路○○～○○公園)		左記に準じて記載
避難先	(○○地区○公園)		
一時集合場所までの避難方法	(○○地区○学校の一時集合場所までは)		
輸送手段（健常者）	(徒歩により避難)		
輸送手段（災害時避難行動要支援者）	(市指定車両等を使用する。)		
一時集合場所からの避難方法	(一時集合場所から)		
一時集合場所からの輸送開始	(○○時に輸送開始)		
輸送手段（健常者）	(バス、鉄道等)		
輸送手段（災害時避難行動要支援者）	(市指定車両)		
避難経路の誘導員	(避難住民の誘導のため、○○、○○交差点、○○三叉路に誘導員を配置する。)		

- \* 要避難地域、避難経路、避難先が多数の場合は、各地区ごとに避難誘導を記載する。また、本市の地域の特徴が避難に影響する場合は、その留意事項の具体的内容を記載する。
- \* 一時集合場所は、警戒区域の近傍の識別容易な地点で収容能力に留意して選定する。

記 載 項 目 （ 例 ）					
市の体制・職員派遣					
市国民保護対策本部					
	名 称	設置条件	長	設置場所	内 容
	国民保護対策本部	政府の対策本部設置の指定を浮けたとき	市長を長	市庁舎6階大会議室	市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進
	現地対策本部	市長が現地における対策を必要と認めるとき	市国民保護対策本部長が指名する者を長	○○公園	

避難実施要領（様式）

	現地調整所	現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき		〇〇中学校	関係機関との情報を共有し活動の調整を行う。
	避難誘導連絡所			〇〇公園	問合せの対応・道路状況、避難住民の動向、輸送機関の状況等関係機関等の情報の提供・連絡調整を行う。 また救護班を設置し軽傷者等の対応を行い、給水を行う。

\* 事態認定後、国が本市に国民保護対策本部設置を指定しない場合において、市長が必要と判断した場合は国民保護等緊急対策本部を設置し、対策本部の設置と同様に行う。

市職員の配置	
現地派遣	(市職員〇名を避難先〇〇公園に派遣、〇〇交差点に誘導員〇名配置)
現地調整所	(〇〇公園現地調整所に職員〇名配置)
避難誘導連絡所	(避難経路上の避難誘導連絡所に職員〇名を配置)
残留者の確認	
確認者	(市職員及び〇〇は)
時 期	(避難の実施後)
場 所	(要避難地域を)
方 法	(戸別訪問)
残留者の確認	(残留者の確認)
避難誘導終了時刻	(避難者の誘導〇日〇時まで)
避難所の開設・運営	
体 制	(市職員、自主防災組織住民代表、ボランティア)
開設時期	(日 時)
開設場所	(〇〇中学校、住所、電話番号)
避難所の状況	(宿泊、食事を提供、)
避難誘導時の食料	
食事時期	(日 時)
食事場所	(〇〇公園、一時集合場所)

## 避難実施要領（様式）

通信連絡先（緊急連絡先）	
市国民保護対策本部	（国民保護対策本部 電話番号〇〇—〇〇〇〇）
市現地対策本部	（現地対策本部 電話番号〇〇—〇〇〇〇）
現地調整所	（現地調整所 電話番号〇〇—〇〇〇〇）
関係機関	（〇〇〇 電話番号〇〇—〇〇〇〇）

- \* 避難所は、県が決定した場所とする。
- \* 体制は、市が避難所の業務を県から委託された場合に記載する。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合は、現地対策本部、現地調整所、避難誘導連絡所等の施設位置の選定に留意する。

### 4 住民の行動

（屋内避難、市内避難、県内・県外避難共通）

記 載 項 目 （ 例 ）	
警報の伝達を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
	（ドアや窓を全部閉める。）
	（ガス、水道、換気扇を止める。）
	（ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。）
	（防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。）
屋外にいる場合	
	（近隣の堅牢な建物などへの退避）
	（自動車運転時は、道路以外の場所に車両を止める。 やむを得ない場合は、道路の左側端に沿ってキーをつけたまま 駐車）
避難の指示を受けた場合の対応	
通報指示後の行動	（指示に従う）
避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項	
	（金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分 を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品）
	（ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く。 冷蔵庫のコンセントは入れたまま。家の戸締り）
	（隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。）
住民が兆候を発見した場合	
	（成田警察署、市役所等関係機関への通報）

## 避難実施要領（様式）

	(屋内にいた場合は防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。)
	(屋外にいた場合は屋内へ退避し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等から情報収集に努める。)

(市内避難及び県内・県外避難の場合)

集合場所での対応	
	(長の下に集合)
	(健全者は誘導員の指示で避難、災害時避難行動要支援者特に自力避難困難者は、災害時避難行動要支援者支援班の支援を受ける。)

5 末 尾

	記 載 項 目 ( 例 )
避難実施要領の伝達	伝達一覧表による。

## パターン1（屋内避難）

### 避難実施要領（パターン1）

#### 【屋内避難】

##### ○想定事態

- ・弾道ミサイル攻撃

#### 千葉県 の 指示 の 例

千葉県知事  
○年○月○日○時

##### （着弾前）

- 弾道ミサイルによる攻撃の警報の発令及び避難措置の指示がありました。  
住民は、速やかに屋内（特に建物の中心部）に避難してください。  
また、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。
- 次の避難措置の指示（又は避難の指示の解除）があるまで、屋内に留まるとともに、テレビやラジオなどにより情報の収集に努めてください。

##### （着弾後）

- ○市○○地区に着弾しました。弾頭の種類や被害の状況は現在のところ不明であり、屋内から屋外に出ることは危険です。
- 二次攻撃の可能性がありますので、次の避難措置の指示（又は避難の指示の解除）があるまで、屋内にとどまるとともに、テレビやラジオなどにより情報の収集に努めてください。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

## パターン1（屋内避難）

### 1 頭書

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
件 名	成田市弾道ミサイル攻撃対処避難実施要領
発 令 者	成田市長
発令月日時刻	平成〇〇年〇月〇〇日〇〇：〇〇

### 2 事態の状況、関係機関の措置

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●事態の状況</b>	
発生時期	政府対策本部は 〇月〇日〇〇時
発生場所	全国に対し
実行の主体	某国の
攻撃手段・行動	弾道ミサイル発射の可能性が高いとして、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った。
<b>●関係機関の措置等</b>	
措置の主体	県の指示による。
措置の事項	

### 3 避難誘導の方法

#### （1）市の避難誘導の方針

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
時期	直ちに
避難住民	市内の住民等に対し
避難・退避・集合	屋内避難をさせる。

#### （2）実施要領

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●避難方法</b>	
時期	〇日〇〇時
要避難地域	〇〇地区
避難方法	屋内にいた者は、そのまま屋内に留まり
避難手段	屋外にいた者は、近傍の建物内に避難する。なるべく、コンクリート造りの堅牢な建物、建築物の地階へ避難する。

\* 成田山新勝寺及び成田国際空港は、他地域からの訪問者、観光客、外国人が多いため、各機関等の協力を得て避難する。

パターン1（屋内避難）

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
●市の体制・職員派遣	
市職員の配置	
現地派遣	【着弾までの時間に余裕のある場合】 市職員〇名を〇〇地区に派遣し、屋外の訪問者等に屋内避難を伝達する。

\* 市国民保護対策本部が設置されていた場合は、設置時期、設置場所等を記載する。その際、市国民保護対策本部等の緊急連絡先についても記載する。

4 住民の行動

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
●警報の伝達を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>
屋外にいる場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端にキーをつけたまま駐車する。</li> </ul>
●避難の指示を受けた場合の対応	
	市から避難等の指示を受けた場合、指示に従って行動する。

5 末尾

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。

## パターン2（屋内避難）

### 避難実施要領（パターン2）

#### 【屋内避難】

- 想定事態
  - ・化学剤の散布による攻撃

#### 千葉県での避難指示の例

<p>千葉県知事 ○年○月○日○時</p>
<p>○ 本県成田市○○地区において、○○時○分に発生した爆発について、テロリストによる化学剤（○○剤と推定される）を用いた攻撃がありました。</p> <p>○ 国の対策本部長から、警報の発令と爆発地区周辺の成田市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）の地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示がありました。</p> <p>爆発周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行ってください。</p> <p style="text-align: center;">（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）</p>

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。



パターン2（屋内避難）

1 頭書

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
件 名	成田市避難実施要領
発 令 者	成田市長
発令月日時刻	平成〇〇年〇月〇〇日〇〇：〇〇

2 事態の状況、関係機関の措置

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●事態の状況</b>	
発生時期	〇月〇日〇〇時
発生場所	〇〇地区において
実行の主体	テロリスト
攻撃手段・行動	化学剤（〇〇剤と推定）の散布が行われた。 政府対策本部から警報の発令と〇〇地区及び同周辺地区の〇〇1丁目及び2丁目の地域並びにその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示があった。
<b>●関係機関の措置等</b>	
措置の主体	県の指示による。
措置の事項	
<b>●気象</b>	風向 南風、風速 〇メートル

- \* 本パターンは、散布攻撃を受けた直後で被害の詳細が判明する前の段階。被害の判明後に被害の種別、被害規模を記述する。
- \* 県から避難の指示が出された場合、指示内容を適宜取捨選択して上記項目に記載する。
- \* 実行の主体、攻撃の手段は、国、県等より情報を収集する。

3 避難誘導の方法

(1) 市の避難誘導の方針

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
時期	直ちに
避難住民	要避難地区の避難住民〇〇名
避難	屋内避難をする。

## パターン2（屋内避難）

### （2）実施要領

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●避難方法</b>	
時期	○日○時
要避難地域	化学剤が散布された○○地区、同周辺地区の○○1丁目及び2丁目の地域並びにその風下となる○○1丁目～5丁目
避難方法	屋内にいた者は、屋内に留まり、
避難手段	屋外にいた住民は、近傍の建物内に避難する。なるべく、コンクリート造りの堅牢な建物へ避難し、外部から密閉性の高い屋内の部屋に避難する。

\* 成田山新勝寺及び成田国際空港は、他地域からの訪問者、観光客、外国人が多いため、各機関等の協力を得て避難する。

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●市の体制・職員派遣</b>	
市職員の配置	
現地派遣	○○地区、同周辺地区の○○1丁目及び2丁目の地域並びにその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）に市職員各○名を派遣し、屋外にいる住民等に屋内避難を伝達する。

\* 市国民保護対策本部が設置されていた場合は、設置時期、設置場所等を記載する。その際、市国民保護対策本部等の緊急連絡先についても記載する。

### 4 住民の行動

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●警報の伝達を受けた場合の対応</b>	
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>
屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。この際、外部から密閉性の高い屋内の部屋に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端にキーをつけたまま駐車する。</li> </ul>

## パターン2（屋内避難）

●避難の指示を受けた場合の対応
-----------------

市から避難等の指示を受けた場合、指示に従って行動する。
-----------------------------

### 5 末尾

記 載 項 目 ( 事 例 )
-----------------

避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
------------	------------

### パターン3（市内避難）

#### 避難実施要領（パターン3）

##### 【市内避難】

##### ○想定事態

- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃

##### 千葉県避難指示の例

千葉県知事  
○月○日○時現在

○ 本県成田市A地区において、○月○日○時に発生した爆発等について、テロリストによる武器、爆薬を用いたテロが発生しました。

○ 本県においては、○月○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難を行ってください。

(1) 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

成田市A地区の住民は、成田市B地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

##### ・ 運送手段及び避難経路

県道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

- ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
- ※ 細部については、成田市の避難実施要領による。
- ※ 成田市職員の誘導に従って避難する。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方向に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

### パターン3（市内避難）

#### 1 頭書

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
件 名	成田市避難実施要領
発 令 者	成田市長
発令月日時刻	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇：〇〇

#### 2 事態の状況、関係機関の措置

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●事態の状況</b>	
被害発生時期	〇月〇〇日〇〇時頃、
被害発生場所	成田市A地区において、
実行の主体	テロリスト
攻撃手段	武器、爆薬により
被害の種別及び 被害規模等の状況	〇〇施設が破壊され、 死傷者〇名が発生した模様である。
今後の予測と影響	
場 所	A地区において
実行の主体	テロリスト
今後の予測	被害が拡大する可能性があることから、
措 置	政府対策本部は避難措置の指示を行った。
<b>●関係機関の措置等</b>	
措置の主体	県の指示による。
措置の事項	

- \* 県から避難の指示が出された場合、指示内容を適宜取捨選択して上記項目に記載する。
- \* 実行の主体、攻撃の手段は、国、県等より情報を収集する。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合には、気象（風向、風速）を記載する。

#### 3 避難誘導の方法

##### （1）市の避難誘導の方針

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
当初の時期	直ちに
避難住民	A地区避難住民〇〇名
避難	屋内避難する。
その後の時期	〇時まで
要避難地域	A地区住民は、

### パターン3（市内避難）

避難方法・輸送手段	徒歩により、一時集合場所〇〇に集合させた後、〇〇時以降大型バスにより
避難先	B地区〇〇学校に
避難	避難する。

- \* 避難誘導にあたっては、昼間における成田地区、遠山地区及びニュータウン地区での他の地域からの訪問者・通勤者、外国人に留意する。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合の避難は、風上方向に避難経路、集合場所を選定する。

#### （2）実施要領

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●避難（輸送）方法</b>	
地 区	A地区
当初の時期	直ちに
避難	屋内避難する。
その後の時期	〇日〇〇時以降
要避難地域	A地区から
誘導の実施単位	自治会単位に
輸送手段	徒歩で集合場所〇〇に集合し、
避難経路	集合場所から〇〇会社バスで
避難先	県道〇号を経て、避難先B地区〇〇学校に避難する。
一時集合場所までの避難方法	一時集合場所〇〇までは、徒歩により避難し、災害時避難行動要支援者については、市指定車両等を使用する。
輸送手段	
一時集合場所から避難先までの避難方法	一時集合場所から
輸送開始	〇〇時に輸送を開始する。
輸送手段	避難者は〇〇会社大型バス〇台で避難し、災害時避難行動要支援者については、市指定車両等を使用する。避難住民の誘導のため、〇〇、〇〇交差点、〇〇三叉路に誘導員を配置する。
避難経路の誘導員	

- \* 一時集合場所は、収容能力に留意し、要避難地域の近傍で識別容易な著名な地点を選定する。
- \* 化学剤の散布による攻撃が行われた、またはそのおそれがある場合は、直ちにその場所から離れ、風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する。また、避難経路、集合場所は風上方向に選定する。

パターン3 (市内避難)

記 載 項 目 ( 事 例 )			
●市の体制・職員派遣			
体制			
名 称	長	設置場所	内 容
市国民保護対策本部	市長を長	市庁舎 〇〇	市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進
市現地対策本部	市国民保護対策本部長が指名する者を長	〇〇公園	現地における対策を行う。
現地調整所		〇〇学校	関係機関との情報を共有し活動の調整を行う。
避難誘導連絡所		〇〇公園	問合せの対応・道路状況、避難住民の動向、輸送機関の状況等輸送関係等の情報の提供・連絡調整を行う。 また、救護班を設置して軽傷者等の対応を行い、給水を行う。
市職員の配置			
現地派遣	市職員〇名を避難先〇〇学校に派遣する。また、避難経路上の〇〇に誘導員を重点的に配置する。		
現地調整所	現地調整所に職員を〇名配置する。		
誘導連絡所	避難経路上の避難誘導連絡所に職員〇名を配置する。		
●残留者の確認			
確認者	市職員及び〇〇等は、		
時 期	避難の実施後、		
場 所	A地区において		
方 法	戸別訪問を行い、避難残留者を確認する。		
避難誘導終了時刻	避難誘導は、〇時までに行う。		
●避難所の開設・運営			
体 制	市職員は		
開設時期	〇日〇時、		
開設場所	〇〇学校に避難所を開設		
避難所の状況	住所 成田市〇〇町、電話番号〇〇-〇〇〇に宿泊する。		
●通信連絡先 (緊急連絡先)			

### パターン3（市内避難）

市国民保護対策本部	市国民保護対策本部	電話番号〇〇－〇〇〇〇
市現地対策本部	市現地対策本部	電話番号〇〇－〇〇〇〇
現地調整所	現地調整所	電話番号〇〇－〇〇〇〇
関係機関		

- \* 事態認定後、国が本市に国民保護対策本部設置を指定しない場合において、市長が必要と判断した場合は国民保護等緊急対策本部を設置し、対策本部の設置と同様に行う。
- \* 成田山新勝寺周辺、成田国際空港においては、集客施設等の訪問者、観光客、外国人等を考慮して避難誘導連絡所を配置する。
- \* 避難所は、県が決定した場所を記載し、避難所が数箇所ある場合においても同様に記載する。
- \* 避難所は、県から避難所の業務を委託された場合に市が体制を決定する。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合は、市現地対策本部、避難誘導連絡所等の施設位置の選定に留意する。

#### 4 住民の行動

記 載 項 目 （ 事 例 ）				
<p>●警報の伝達を受けた場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">屋内にいる場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>屋外にいる場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端に鍵をつけたまま駐車する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>	屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端に鍵をつけたまま駐車する。</li> </ul>
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>			
屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端に鍵をつけたまま駐車する。</li> </ul>			
<p>●避難の指示を受けた場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・コンセントを抜く、ガス・水道の元栓を締め、家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・コンセントを抜く、ガス・水道の元栓を締め、家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>		
避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・コンセントを抜く、ガス・水道の元栓を締め、家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>			
<p>●住民が兆候を発見した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、市役所等関係機関へ通報する。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等から情報収集に努める。</li> </ul>				
<p>●集合場所での対応</p>				



### パターン3（市内避難）

- ・ 集合場所に到着した場合は、自治会長等長の下に集合する。
- ・ 避難者は、集合場所の誘導員の指示に従って避難する。災害時避難行動要支援者のうち、特に自力による避難が困難な者は、市等による支援を受ける。

\* 化学剤の散布による攻撃の場合に避難するときは、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ、マスクやハンカチ等を準備する

#### 5 末尾

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
避難実施要領の伝達	伝達一覧表による。

## パターン4（県内・県外避難）

### 避難実施要領（パターン4）

#### 【県内・県外避難】

##### ○想定事態

- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃

#### 千葉県での避難指示の例

千葉県知事  
○月○日○時現在

本県成田市A地区において、○月○日○時に発生した爆発等について、テロリストによる爆発物を用いた爆破テロが発生した。

本県においては、○月○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい、

- ・本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
  - 成田市A地区及びB地区の住民は、○市××地区△△学校を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・運送手段及び避難経路
  - ①国道○号によりバス（○○会社○台確保の予定）
  - ②県道○号によりバス（××会社×台確保の予定）
  - ③○○駅より○○鉄道（○○行き ○両編成 ○便予定）
- ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
- ※ 細部については、成田市の避難実施要領による。
- ※ 成田市市職員の誘導に従って避難する。

・・・以下略・・・

（注）避難の方向に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

## パターン4（県内・県外避難）

### 1 頭書

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
件 名	成田市避難実施要領
発 令 者	成田市長
発令月日時刻	平成〇年〇月〇〇日〇〇：〇〇

### 2 事態の状況、関係機関の措置

記 載 項 目 （ 事 例 ）	
<b>●事態の状況</b>	
被害発生時期	〇月〇日〇〇時頃、
被害発生場所	成田市A地区において、
実行の主体	テロリスト
攻撃手段	爆発物のため
被害の種別及び 被害規模等の状況	〇〇施設が破壊され、 死傷者〇〇名が出た模様である。
<b>今後の予測と影響</b>	
場 所	成田市における
実行の主体	テロリスト
今後の予測	被害が拡大する可能性があることから、A地区及び隣接するB地区は、近隣の〇〇市へ避難させる。
措 置	政府対策本部は、県内避難の措置の指示を行った。
<b>●関係機関の措置等</b>	
措置の主体	県の指示による。
措置の事項	

- \* 県から避難の指示が出された場合、指示内容を適宜取捨選択して上記項目に記載する。
- \* 実行の主体、攻撃の手段は、国、県等より情報を収集する。
- \* 化学剤の散布による攻撃の場合には、気象（風向、風速）を記載する。
- \* 県内・県外避難の場合は、避難先（避難施設）、避難経路、バス等輸送手段の市への割当台数、自衛隊の移動経路等について、県と協議のうえ決定した内容を記載する。

パターン4（県内・県外避難）

3 避難誘導の方法

(1) 市の避難誘導の方針

記 載 項 目 ( 事 例 )	
時 期	〇〇日〇時
要避難地域	A地区及びB地区
避難方法	徒歩により、一時集合場所〇〇に集合させた後、〇〇時以降に
輸送手段	〇〇会社大型バスと〇〇鉄道の列車で
避難先	〇〇市〇市××地区△△学校に
避難	避難させる。

\*化学剤の散布の場合の避難は、風上方向に避難経路、一時集合場所を選定する。

(2) 実施要領

記 載 項 目 ( 事 例 )		
<b>●避難（輸送）方法</b>		
地 区	A地区	B地区
時 期	〇日〇時	〇日〇時
要避難地域	A地区から	B地区から
誘導の実施単位	自治会単位に	自治会単位に
輸送手段	徒歩により一時集合場所〇〇に 集合し、バスで、国道〇号～県道	徒歩により一時集合場所××学 校に集合し、バスで、県道〇号
避難経路	〇号を經由し、	を經由し、〇〇駅に移動。〇〇 駅より〇〇鉄道により、
避難先	〇市××地区△△学校に避難	〇市××地区△△学校に避難
一時集合場所ま での避難方法	一時集合場所までは、徒歩により 避難し、災害時避難行動要支援者	一時集合場所までは、徒歩によ り避難し、災害時避難行動要支 援者は市指定車両等を使用す る。
輸送手段	は市指定車両等を使用する。	
一時集合場所か らの避難方法	一時集合場所〇〇から	
輸送開始	〇時に輸送を開始する。	〇時に輸送を開始する。
輸送手段	〇〇会社大型バス〇台で避難し、 災害時避難行動要支援者は、市指 定車両等を使用する。	〇〇鉄道で避難する。
避難経路の 誘導員	バスの誘導のため、〇〇交差点、 〇〇三叉路に誘導員を配置する。	

\* 一時集合場所は、要避難地域の近傍の識別容易な地点で収容能力に留意して選定する。

\* 化学剤の散布による攻撃の場合は、風上方向に位置する避難経路、一時集合場所を選

パターン4（県内・県外避難）

定する。

記 載 項 目 （ 事 例 ）			
●市の体制・職員派遣			
体制			
名称	長	設置場所	内容
市国民保護対策本部	市長を長	市庁舎 〇〇	市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進
市現地対策本部	市本部長が指名する者	〇〇公園	現地における対策を行う。
現地調整所		〇〇学校	関係機関との情報を共有し活動の調整を行う。
避難誘導連絡所		〇〇公園	問合せの対応・道路状況、避難住民の動向、輸送機関の状況等輸送関係等の情報の提供・連絡調整を行う。 また、救護班を設置して軽傷者等の対応を行い、給水を行う。
市職員の配置			
現地派遣	市職員〇名を避難先〇〇学校に派遣する。また、交通上の要点に誘導員を2名ずつ配置する。		
現地調整所	現地調整所に職員〇名を配置する。		
誘導連絡所	避難経路上の避難誘導連絡所に職員〇名を配置		
●残留者の確認			
確認者	市職員及び〇〇等は、		
時期	避難の実施後、		
場所	要避難地域において		
方法	戸別訪問を行い、 避難残留者を確認する。		
避難誘導終了時刻	避難誘導は、〇時まで行う。		
●通信連絡先（緊急連絡先）			
市国民保護対策本部	市国民保護対策本部	電話番号〇〇－〇〇〇〇	
市現地対策本部	市現地対策本部	電話番号〇〇－〇〇〇〇	
現地調整所	現地調整所	電話番号〇〇－〇〇〇〇	
関係機関			

\* 避難所は、県が決定した場所を記載し、避難所が数箇所ある場合においても同様に記載

\* 避難所は、県から避難所の業務を委託された場合に市が体制を決定する。

## パターン4（県内・県外避難）

\* 化学剤の散布による攻撃の場合は、市現地対策本部、現地調整所、避難誘導連絡所等の施設位置の選定に留意する。

### 4 住民の行動

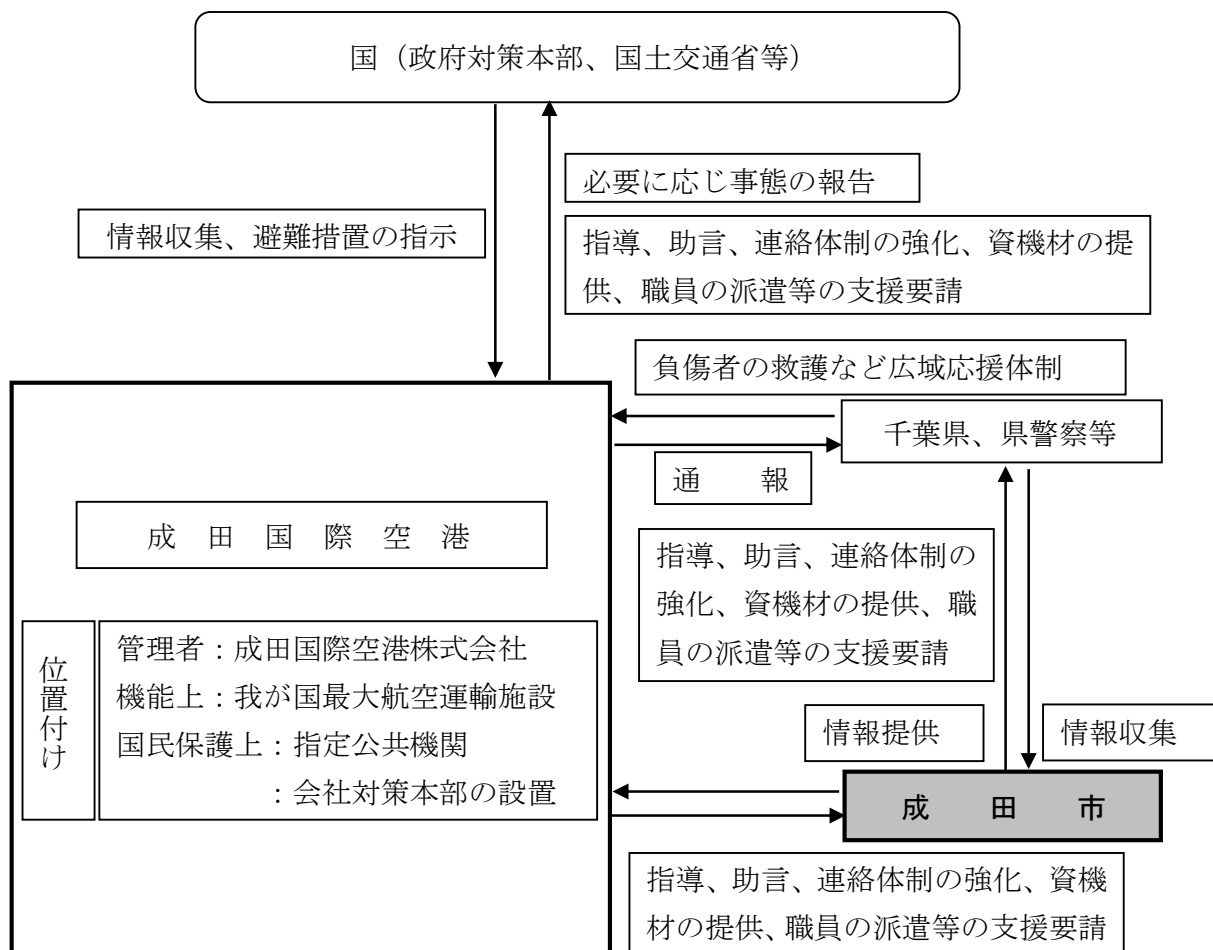
記 載 項 目 （ 事 例 ）		
<p>●警報の伝達を受けた場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端にキーをつけたまま駐車する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>	<p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端にキーをつけたまま駐車する。</li> </ul>
<p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> <li>・防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>		
<p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の堅牢な建物、地下街など屋内に避難する。</li> <li>・自動車を運転している人は、道路以外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端にキーをつけたまま駐車する。</li> </ul>		
<p>●避難の指示を受けた場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く。家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く。家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>	
<p>避難指示に基づき、自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証、運転免許証等身分を証明するもの、着替え、日用品等の非常持ち出し品にする。</li> <li>・ガス・水道の元栓を締め、コンセントを抜く。家の戸締りをする。</li> <li>・隣近所に声をかけ合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>		
<p>●住民が兆候を発見した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察、市役所等関係機関へ通報する。</li> <li>・屋内にいた場合は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> <li>・屋外にいた場合は屋内に退避し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> </ul>		
<p>●一時集合場所での対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>一時集合場所に到着した場合は、町内会長等長の下に集合する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>避難者は、一時集合場所の誘導員の指示に従って避難する。災害時避難行動要支援者のうち、特に自力による避難が困難な者は、市等による支援を受ける。</p> </td> </tr> </table>	<p>一時集合場所に到着した場合は、町内会長等長の下に集合する。</p>	<p>避難者は、一時集合場所の誘導員の指示に従って避難する。災害時避難行動要支援者のうち、特に自力による避難が困難な者は、市等による支援を受ける。</p>
<p>一時集合場所に到着した場合は、町内会長等長の下に集合する。</p>		
<p>避難者は、一時集合場所の誘導員の指示に従って避難する。災害時避難行動要支援者のうち、特に自力による避難が困難な者は、市等による支援を受ける。</p>		

### 5 末尾

記 載 項 目 （ 事 例 ）
<p>避難実施要領の伝達先      伝達先一覧表による。</p>

第4節 成田国際空港に武力攻撃災害等が発生した場合の本市の対処

1 成田国際空港の位置付け及び関係機関



2 成田国際空港に武力攻撃災害等が発生した場合の成田市への影響

- ア 空港から職員、利用客など避難者が大量に発生
- イ 武力攻撃事態及び緊急対処事態による空港地域外への被害の拡大

3 成田市の対処

- (1) 前項ア、イ について市の避難実施要領に準じて避難の措置をとる。
- (2) 千葉県をはじめとする関係機関との情報収集・提供を実施する。
- (3) 成田国際空港株式会社からの要請（職員の派遣、資機材の提供）に対し、支援できない正当な理由のある場合を除き、県及び関係する他の市町村と連携して必要な支援を行う。この際、成田国際空港株式会社との情報共有化に努める。

## 第5節 避難住民の誘導の実施

市は、避難実施要領に基づき、避難住民の誘導を行う。避難誘導は、原則として、市長が指揮する市の職員、消防職員、消防団員であるが、必要があるときは警察署長等に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。

### 1 要避難者の把握

市が要避難地域に指定された場合は、あらかじめ保有する情報を基に、要避難者名簿を作成する。

### 2 集合場所である避難施設での避難者把握の手順

市が要避難者地域に指定された場合は、次の点を把握、確認する。

- (1) 名簿に基づき避難者を把握
- (2) 集合してない者、名簿登載者以外の避難者を把握
- (3) 集合してない者の状況を確認する。

### 3 災害時避難行動要支援者への対応

#### (1) 徒歩による避難の困難者

市が要避難地域に指定された場合において、市は、公用車等により徒歩による避難の困難者を直接誘導する。

また、市は、避難実施状況の情報を一時集合場所に提供するとともに、受入避難施設の特定及び指示を行う。

#### (2) 情報伝達に支援を要する災害時避難行動要支援者

市が要避難地域に指定された場合において、市は、情報伝達など援護を要する災害時避難行動要支援者に対しては市職員等を派遣し、情報を伝達する。

また、近隣住民等への協力を促す。

### 4 避難誘導の際の留意点

#### (1) 指示、警告

避難住民を誘導する者（市の職員、消防職員、警察官、自衛官等）は、避難に伴う混雑等が出る場合に危険な事態の発生を防止するため、必要な指示、警告を行う。

#### (2) 警察官等への要請

ア 市は、警察官、自衛官が避難誘導を実施しているときは、警察署長等に対し避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報を求めることができる。

イ 市は、警察官が避難誘導を実施しているときは、警察署長に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置（交通規制、情報収集等）を要請することができる。

#### (3) 観光客、一時的滞在者への避難誘導

ア 市は、観光バス利用者に対し、そのバスを利用して受入避難施設に避難する



よう誘導する。

イ 公共交通機関や自家用車による一時滞在者は、住民と同様に避難するよう誘導する。

#### 5 市職員及び消防団員等の誘導時の留意事項

- (1) 住民は、恐怖心や不安感の中で避難するため、市職員及び消防団員は、沈着冷静に、毅然たる態度を保つ。
- (2) 市職員は、防災活動や防災服、腕章、旗、特殊標章により誘導員の立場・役割を明確にする。
- (3) 市職員は、混乱が予想される場合には、迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- (4) 町内会・学校・事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### 6 安全の確保

- (1) 市職員に2次被害を生じさせることのないよう、国の現地対策本部や県からの情報を市対策本部において集約し、各職員に最新の情報を提供する。必要に応じて現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- (2) 避難誘導をする職員に対して、特殊標章、身分証明書等を交付し、必ず携行させる。
- (3) 化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

### 第6節 避難住民の復帰

市は、避難の指示が解除された場合、避難住民が速やかに復帰できるよう誘導等を行う。

#### 1 市が要避難地域に含まれる場合

避難誘導に準じて直ちに避難住民の復帰のための誘導を行う。

#### 2 市が避難先地域に含まれる場合

避難住民の復帰のための誘導について、要避難地域を管轄する市に協力する。